

第47号議案

遺贈の放棄について

1. 本件遺贈について

令和7年6月25日、遺言者の死亡により品川区は本件遺言公正証書に基づく受贈者としての権利を取得した。

遺言者は遺贈物件を「品川区民のための公園または菜園（建物の取壊しに多額の費用を要するときは、建物を区民に利用させる会館等）」として活用されることを希望されている。

2. 放棄の理由

遺贈物件の現況に基づき検討した結果、遺言者の遺志に応えた活用が極めて困難であるため地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき権利を放棄する。

[遺贈物件の現況]

- ・公道に接道しておらず、通路幅も狭あいでも不特定多数の者が利用する公園または菜園としての活用が困難
- ・維持管理のための管理車両の乗り入れが困難
- ・通路の通行に関して隣地所有者と通行権に関する協議を要する（通路の一部が隣接地の敷地を一部含むため）。
- ・本件建物（2階部分）に借家人が居住している

3. 遺贈の放棄に係る手続

議決後、権利の放棄の意思表示を遺言執行者宛て通知する。